

広島県告示第三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次のとおり指定医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

令和六年一月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地		変 更 年 月 日
	新	旧	
かわごえクリニック	廿日市市宮内三丁目一番二七号	廿日市市宮内一〇八七番地一	令和五年一月三〇日
有限会社エヌ・イー・ピーラウさぎ薬局	廿日市市宮内三丁目一番一六号	廿日市市宮内一五三六番地一	令和五年一月六日
宮内タカズミ薬局	廿日市市宮内三丁目五番三三号	廿日市市宮内一〇七二番地一	令和五年一月六日